

# 「甲府市中小企業・小規模企業振興条例」の概要

## 条例制定の趣旨（前文）

- 本市の発展に重要な役割を担う中小企業・小規模企業が、持続的な成長を遂げていくためには、中小企業者・小規模企業者自らが、創意工夫を活かした事業を意欲的に展開していくとともに、地域社会を構成する多様な主体が連携・協力をし、それぞれに期待される役割を果たす中で、多角的な視点に立った支援を行っていくことが重要です。
- 中小企業・小規模企業の振興について、その基本理念・施策の方向性を定め、地域社会全体で一体的かつ積極的に取り組むことにより、本市のさらなる発展を目指す礎とするため、この条例を制定します。

## 目的（第1条）

基本理念やその他の基本となる事項を定めるとともに、市の責務等を規定することにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市の経済の健全な発展・市民生活の向上に寄与することを目的とします。

## 基本理念（第3条） ※中小企業・小規模企業の振興の考え方

- 中小企業・小規模企業が、地域社会の発展・市民生活の向上に貢献している重要な存在であるという認識の下に推進されること
- 中小企業者・小規模企業者の経営の改善・向上のための自主的な努力が助長されるよう推進されること
- 中小企業者・小規模企業者の活力が最大限発揮され、事業の持続的な発展が図られるよう推進されること
- 市・中小企業関係団体・金融機関・大企業者・教育機関やその他の関係機関・市民は、中小企業者・小規模企業者とともに相互に連携・協力すること

## 用語の定義（第2条）

### 役割等（第4条～第10条）

#### 中小企業関係団体の役割（第6条）

- 相談・指導・研修の充実等による、中小企業者・小規模企業者の経営の改善・向上の支援
- 創業を希望する者に対する積極的な支援
- 市が実施する施策への協力

#### 金融機関の役割（第7条）

- 資金の供給・経営相談等を通じて、中小企業者・小規模企業者の経営の改善・向上を支援
- 創業を希望する者に対する積極的な支援
- 市が実施する施策への協力

#### 大企業者の役割（第8条）

- 経営の革新等に取り組む中小企業者・小規模企業者への技術的支援等
- 市内の中小企業・小規模企業において生産・製造・加工される物品・提供されるサービスの積極的な活用等
- 市が実施する施策への協力

#### 中小企業者及び小規模企業者の努力（第5条）

- 自主的な経営の改善・向上
- 地域社会の発展・市民生活の向上に貢献
- 円滑な事業の承継、労働者の積極的な雇用・人材の育成・労働環境の整備
- 市内で生産・製造・加工される物品・提供されるサービスの積極的な活用等
- 市が実施する施策への協力

#### 教育機関等の役割（第9条）

- 健全な職業観・勤労観の醸成
- 研究開発の成果の普及、中小企業・小規模企業との共同研究の推進、企業活動に必要な情報の収集・提供
- 市が実施する施策への協力

#### 市の責務（第4条）

- 基本理念にのっとり、施策を総合的に策定・計画的に推進
- 施策の策定・推進に当たっては、中小企業者・小規模企業者、関係機関の意見を反映

#### 市民の理解と協力（第10条）

- 中小企業・小規模企業が、地域の経済・雇用を支え、市民生活の向上に寄与していることへの理解
- 市内で生産・製造・加工される物品・提供されるサービスの積極的な活用等により、中小企業・小規模企業の振興に協力

### 基本的施策（第11条～第15条）

#### 人材の育成及び確保（第11条）

- 経営者・後継者の育成を支援
- 従業員等の技能・知識の向上を支援
- 教育機関等と連携して、若者等の中小企業・小規模企業への就業意識を醸成
- 就業を希望する者への多様な就業の機会の創出
- 仕事と子育てとの両立を支援することにより、女性の就業を促進
- 事業活動・雇用等に関する情報の発信

#### 創業の促進（第13条）

- 関係機関と連携した、創業に必要な情報の提供・相談・研修の充実・資金の円滑な供給

#### 販路拡大の促進（第14条）

- 国内外における商談機会等の創出
- 新技術・新商品の開発を支援

#### 経営基盤の強化（第12条）

- 経営に関する相談・指導等の充実に関する取組を支援
- 円滑な資金調達を支援

#### 地場産業の振興（第15条）

- 技術の承継・事業の継続等を支援
- 地場製品の普及を促進するための活動等を支援

### 施策を推進するための措置（第16条～第18条）

#### 財政上の措置（第16条）

#### 広報活動の充実（第17条）

#### 中小企業・小規模企業振興推進委員会の設置（第18条）

#### 雑則（第19条）

#### 市長への委任（第19条）

（その他）

- 条例の施行日は、平成29年4月1日、ただし、第18条「中小企業・小規模企業振興推進委員会」の規定は、平成29年2月1日から施行（附則第1項）
- 「中小企業・小規模企業振興推進委員会」の委員報酬（附則第2項）